

第 28 号

発行元：大阪市環境局

令和8年6月30日現在の活動団体数

資源集団回収団体 2306

コミュニティ回収団体 125

BACK NUMBER
バックナンバーこれまで発行したものを
ご覧いただけます

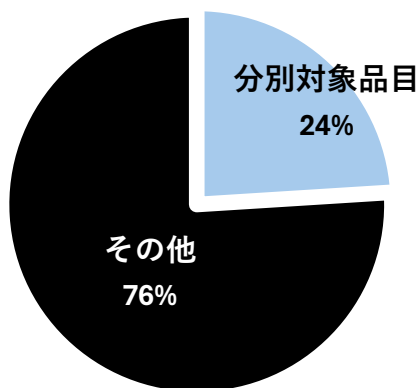
進めよう！ごみ減量・3R！



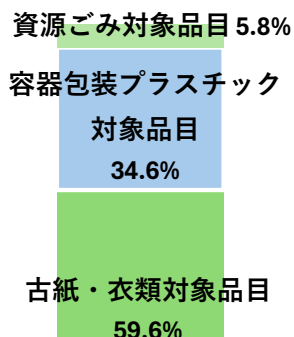
コミュニティ回収通信

古紙・衣類はまだまだ分別ができます！

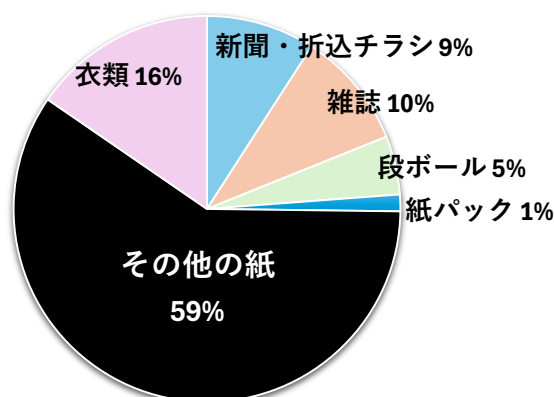
普通ごみ28.4万トンに含まれる分別対象品目

普通ごみに含まれる
分別対象品目の割合

分別対象品目の内訳



古紙・衣類対象品目の内訳



令和 6 年度組成分析調査より

令和 6 年度の普通ごみの量、28.4万トンから推計すると、1年間でおよそ 6.8万トンも資源化できるものを焼却処理していることになります。

また、普通ごみの内訳をみると、古紙・衣類対象品目が59.6%（約4.1万トン）も含まれており、そのうち59%（約2.4万トン）を「その他の紙」が占めていました。

奨励金を受けられている地域のみなさんで、これまで以上に再資源可能な古紙・衣類を分別していただけると、地域の財源となることはもとより、ごみの減量にもつながります。

裏面もご覧ください

代表者に変更があった場合など届出内容に変更が生じた時は、**10日以内**に 変更届出書（第2号の1または第2号の3様式）を環境事業センターへ提出してください。

例年、年間実績報告兼奨励金支給申出書の提出時に報告される団体が多くあります。

団体の代表者など届出いただいている内容に変更が生じた時は、必ず**10日以内**にお住まいの行政区を担当する環境事業センター（下表参照）へ本市指定の変更届出書（第2号の1または第2号の3様式）のご提出をお願いします。もし変更届出書の提出をお忘れの場合は、環境事業センターまでご相談ください。

代表者を変更した場合は変更後の代表者が確認できる書面を添付してください。

※団体名、役職名、氏名、変更日（任期の期間）がすべて記載されているもの

（例）「役員の名簿」や「総会の議事録」など



「第2号の1または第2号の3様式」

「変更後の代表者が確認できる書面」



団体名は届出のある名称と全く同じでなければなりません。

変更日（任期など）の記載は必須です。

代表者氏名は姓、名まで記載している必要があります。

コミュニティ回収
資源集団回収回収

令和7年度（R7 4/1～R8 3/31活動分）奨励金

振込予定日は令和8年9月15日（火）です！



コミュニティ回収団体・資源集団回収団体とも『シ シゲンシュウダンカイシュウダンタイホウショウキン』

という名前で振込を行いますので、ご確認ください。万一、振込がない場合は口座情報の誤りにより振込不能となっている可能性がありますので、申請いただいた環境事業センターまでお問い合わせください。なお、振込を通知するものは一切発行できませんので、ご了承ください。

コミュニティ回収・資源集団回収に関するお問い合わせは、お住まいの地域を担当する環境事業センターまで

東北環境事業センター	北区・都島区	☎ 6323-3511	西部環境事業センター	西区・港区・大正区	☎ 6552-0901
	淀川区・東淀川区		東部環境事業センター	東成区・生野区	☎ 6751-5311
城北環境事業センター	旭区・鶴見区・城東区	☎ 6913-3960	西南環境事業センター	住之江区・住吉区	☎ 6685-1271
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	☎ 6477-1621	南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	☎ 6661-5450
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	☎ 6714-6411	東南環境事業センター	平野区	☎ 6700-1750
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	☎ 6567-0750	家庭ごみ減量課		☎ 6630-3259